

王子グループ 安全衛生教育・研修体系

◎印は、法令で定められている教育・研修を示す。
 ○印は、各社の実情・実態を鑑みつつも、教育・研修体系（案）に準拠すべく、数ヶ年計画を策定し、実施に向けた努力義務を課す教育・研修を示す。
 △印は、年代別（新入社員・若年者・中堅・シニア）教育・研修は難しいが、全年代層を対象とした独自の教育・研修として実施する教育・研修を示す。

2015年12月1日作成
 王子ホールディングス(株)安全部

階層別	職制	教育対象者	社内教育・研修（社外教育・研修）名	主催	教育時期	教育時間	主催		教育内容	備考		
							社内	社外				
階層別	事業場トップ	工場長、工場長代理、所長、所長代理等々	総括安全衛生管理者セミナー	中央労働災害防止協会	就任後早い時期	1日		○	役割と責任、職務内容、安全配慮義務等についての講義、事例紹介、情報交流等			
			安全衛生トップセミナー			1泊2日			安全衛生の最新情報、著名講師による講演、参加者間の情報交換等			
	管理職	部・室長、部長代理、副部・室長、課長、課長代理、主幹等々	安全管理者選任時研修	中央労働災害防止協会	選任時	1日又は1.5日		◎	職務を的確に遂行するために、労働安全衛生法令に基づく一定の教育 安全管理者は、学歴区分に応じた産業安全実務経験保持者であって、厚生労働大臣が定める安全管理者研修を修了した者をいう。	労働安全衛生法第11条 労働安全衛生法施行令第3条 安全衛生規則第4条、第5条		
			OSHMS内部監査者養成研修 ※1						計画的に派遣	1日	○	システム監査に係るチェックリストの作成、事前調査、監査の進め方の要点等
			職場リーダー向けリスクアセスメント研修 ※2									危険性または有害性（ハザード）の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置等
			RST講座									安全衛生教育センター（東京・大阪）
	監督職	操業長、機長、組長、班長、（スタッフ）等々	職長教育	中央労働災害防止協会 OR RSTトレーナー取得者	発令後早い時期	2日間		◎	製造業の事業者は「新たに就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導、または監督する者（作業主任者を除く）に対し、安全または衛生の教育を行わなければならない」と定められている。 教育時間は12時間以上とし、教育方法は原則討議方式。教育科目は5項目。 講師は、RSTトレーナーによる社内教育も可。	労働安全衛生法第60条 労働安全衛生法施行令第19条 労働安全衛生法規則第40条第2項 昭和47年9月18日基発第601号の1 昭和48年9月12日基安発第23号		
			職長等安全衛生教育研修会	中央労働災害防止協会								
			職長・安全衛生責任者教育									
			OSHMS内部監査者養成研修	計画的に派遣	1日	○	※1の教育内容を参照					
			職場リーダー向けリスクアセスメント研修				※2の教育内容を参照					
			職長クラス安全衛生研修	安全衛生管理室	年1回	2H	△	①災害事例を元にした類似災害防止 ②風通しの良い職場環境づくりについて ③安全活動の点検と反省 ④リスクアセスメント（評価）教育 ⑤ヒヤリハット・気がかり等の情報共有、対策実施 ⑥職場コミュニケーション（相互注意・声掛け・指差し呼称等の励行） ⑦作業手順、TBM・KYの活用方法				
	一般職	年代別	中堅・シニア（入社6年以上）	中堅・シニア安全研修	安全衛生管理室	年1回	2H	○	①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法。 ②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法 ③作業手順 ④作業開始時の点検 ⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 ⑥整理、整頓及び清潔の保持 ⑦事故時等における応急措置及び退避 ⑧その他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項 ※習熟度チェック表、職場OJT・教育ノート等の活用、指導員制度の導入 ※安全体感教育、新人区別（ヘルメット色分け・腕章・テープ貼り）の採用	労働安全衛生法第59条1 安全衛生規則第35条		
			若年者（入社5年未満）	若年者安全衛生研修	安全衛生管理室	年1回	2H	○				
			新入社員（中途入社者含む）	新人安全衛生教育 ※3	安全衛生管理室	入社時半年後	2H	◎				
		職場単位の全従業員	職場安全衛生研修	各職場担当管理職	年1回	2H	△	①災害事例を元にした類似災害防止 ②風通しの良い職場環境づくりについて ③安全活動の点検と反省 ④ヒヤリハット・気がかり等の情報共有、対策実施 ⑤職場コミュニケーション（相互注意・声掛け・指差し呼称等の励行）				
	その他	転入者	転入者安全衛生教育	安全衛生管理室 該当者受入職場	適時			○	①安全衛生管理方針・推進計画等 ②安全衛生守則・規則・細則・規定等 ③緊急連絡体制等			
		配転者	配転者安全衛生教育	安全衛生管理室	適時			○	①安全衛生守則・規則・細則・規定等 ②職場の安全衛生管理方針・推進計画等 ③職場の禁止・遵守事項等 ④過去災害事例ならびに発生現場視察等			
		作業内容変更者	作業内容変更時教育	安全衛生管理室 該当職場	適時			◎	※3の新人安全衛生教育内容に準ずる。 作業内容の変更とは、異なる作業に転換した時や機械・設備・作業方法等に大幅な変更があった時をいい、軽微な変更は含まない。	労働安全衛生法第59条2 安全衛生規則第35条 昭和47年9月18日基発第602号		
		該当業務担当作業	特別教育	安全衛生管理室 知識を有する者	適時			◎ ◎	事業者は「危険又は有害な業務に、労働者を従事させる時は安全衛生の特別教育を行わなければならない」と定められている。 ①特別教育の科目の全部又は一部について、十分な知識・技能を有すると認められる者は、当該科目の特別教育を省略することができる。 ②特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、これを3年間保存しなければならない。 ③特別教育の科目及び教育時間等の細目は、業務の種類に応じそれぞれ厚生労働大臣が定める特別教育規定等で示されている。	労働安全衛生法第59条3 安全衛生規則第36条 安全衛生規則第37条 安全衛生規則第38条 安全衛生規則第39条		
								①構内入構に伴う安全ルール（安全守則・規則・細則・規定等）				

		臨時入構業者	臨時入構業者安全教育 (構内入構許可)	安全衛生官埋至 該当所管職場 元請会社	入構時	○	②構内作業における注意・禁止・遵守事項全般(高所・高圧等の特別作業含む) ③火災防止措置・災害発生緊急連絡体制、AED設置箇所等 ※入構許可証、通行許可証、ワッペン等の配布	
--	--	--------	------------------------	---------------------------	-----	---	--	--